

毎週月. 水. 金曜日発行

富 山 県 報

平成29年 6 月 28 日

水 曜 日

号 外(5)

目 次

規 則

○富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

1

規 則

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定め、公布する。

平成29年 6 月 28 日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県規則第34号

富山県総合デザインセンター条例施行規則の一部を改正する規則

富山県総合デザインセンター条例施行規則（平成11年富山県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第4条第1項」の次に「又は第4項」を、「いう。）の」の次に「施設の利用の承認を受けようとする者は施設利用申請書（別記様式1）を、同条第1項の規定により」を加え、「者は、」を「者は」に、「別記様式」を「別記様式2」に改める。

第4条中「別表1及び別表2」を「別表1から別表3まで」に改める。

第5条第1項各号列記以外の部分中「の休所日」を「（第2条に規定する施設を除く。第3項において同じ。）の休所日」に、「知事は」を「知事は、」に改め、「ときは、」の次に「これを変更し、又は」を加え、同条第3項中「、午前9時」を「午前9時」に改め、「まで」の次に「、第2条に規定する施設の利用時間は午前0時から午後12時まで」を加える。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(損害賠償)

第 6 条 デザインセンターの施設又は設備を利用する者は、故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を賠償するものとする。

別記様式を別記様式 2 とし、附則の次に次の 1 様式を加える。

別記様式 1 (第 2 条関係)

施設利用申請書

年 月 日

富山県知事 殿

住所

申請者 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

印

電話

富山県総合デザインセンター条例第 4 条第 1 項 (第 4 項) の規定により、施設を利用したいので、次のとおり申請します。

なお、私 (当該法人 (団体) 及びその役員) は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び富山県暴力団排除条例に関する規則 (平成 23 年富山県公安委員会規則第 2 号) 第 3 条各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請の区分	新規 ・ 更新
施設の名称	(面積 m ²)
利用の期間	年 月 日から 年 月 日まで
利用目的	
設置物件等	
その他必要な事項	

備考

1 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 申請者の事業の内容を記載した書類
- (3) 申請者が個人である場合は、住民票の写し
- (4) 申請者が法人その他の団体である場合は、定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

- (5) 役員名簿
 - (6) 申請の日の属する事業年度の直前 3 事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - (7) その他知事が必要と認める書類
- 2 「申請の区分」欄は、該当する文字を○で囲むこと。
- 3 氏名を自署する場合は、押印を省略することができる。
-

別表 2 を別表 3 とし、別表 1 を別表 2 とし、同表の前に次の 1 表を加える。

別表 1（第 4 条関係）

区分	単位	金額
デザインオフィス 1 から 5 まで	1 室 1 月につき	74,700 円
デザインオフィス 6	1 室 1 月につき	92,800 円

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、富山県総合デザインセンター条例の一部を改正する条例（平成 29 年富山県条例第 35 号。次項において「改正条例」という。）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正条例附則第 2 項に規定する利用の承認及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この規則による改正後の第 2 条の規定の例により行うものとする。

（経過措置）

- 3 この規則による改正前の富山県総合デザインセンター条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（商工企画課）

